

○内閣府令第六十五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）及び関係法令の規定を実施するため、消費者庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

消費者庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令

次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第六十五条第四項
- 二 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六十一条第一項（同法第六十三条第二項において読み替え

て準用する場合及び同法第六十六条第三項において準用する場合を含む。）

三 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第四十五条第一項

四 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第一項

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

<p>第 号</p> <p style="margin-top: 20px;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>都道府県知事（市町村長・区長） 印</p>	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">写 真</p> </div>
---	---

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考） 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
- 6 第1面の押印は、第2面の法令の条項の欄に記載する各法令の条項に関し、当該法

令の条項に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書の様式を定める他の法令において当該証明書に押印が求められてない場合には、これを省略することができる。